

## あかしの生態系を守る条例に規定する「指定外来種」の指定について

明石市には、水のつながりを中心とした多くの自然が存在しますが、近年、ミシシippアカミミガメをはじめとした様々な外来生物の侵入や定着により、同じ生息・生育環境を持つ在来生物が駆逐されるなど、生態系への影響が危惧されています。

このような背景を受け、「生態系の保護」及び「生物多様性の保全」について、市民の理解を深めるとともに意識の向上を図り、明石の生物の多様性を将来にわたって守っていくことを目的に「あかしの生態系を守る条例」を制定しました。

### 1 条例に規定する内容

- ①責務 ②指定外来種の指定 ③飼養者等の義務 ④調査研究、指定外来種の防除  
⑥報告、検査等 ⑦助言又は指導 ⑧指定外来種を放つことの等の禁止  
⑨中止命令、罰則等

※条文については参考資料のとおり

#### ■条文抜粋 <指定外来種の指定>

第5条 市長は、国外又は国内の他の地域から明石市に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することになる動植物の種（その動植物が交雑することにより生じた動植物の種を含む。）であつて、在来生態系等に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物を除く。）を市長が規制を行う対象として指定することができる。

- 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ明石市環境審議会（明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年条例第22号）第52条第1項に規定する審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

### 2 指定外来種の指定について

この条例では、在来生態系等に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを規制の対象として指定することとしています。

明石市では、市内のため池や河川で大量に繁殖している「ミシシippアカミミガメ」を指定外来種に指定し、規制を行っていきたいと考えております。